

月例総会議事録

1 招集日時 令和7年7月16日（水）

2 開会日時及び場所

令和7年7月16日（水） 午後1時45分

防府市役所 本館2階 共用会議室2A・2B

3 閉会日時 令和7年7月16日（水） 午後2時58分

4 委員氏名

(1)出席者（15名）

（1番）池田 静枝 （3番）小山 翼 （4番）関谷 芳広 （5番）原田 政祥
（7番）木原 伸二 （8番）田村 正信 （10番）貞平 克己 （11番）池田 寛
（12番）松永 初恵 （13番）熊安 悅子 （14番）末廣 儀久 （15番）弘中ヨネ子
（16番）原田 道昭 （17番）藤井 伸昌 （18番）横木 勉

(2)欠席者（3名）

（2番）石川 真平 （6番）倉重 俊則 （9番）松田 祥治

5 議事に参与した者

農業委員会事務局長 栗原 努

〃 事務局長補佐 砂田 智子

〃 書記 徳永 有華

〃 書記 筑後 札人

6 提出議案及び報告事案

議案第37号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 農用地利用集積等促進計画案について（所有者・機関間契約）

議案第40号 農用地利用集積等促進計画案について（機関・受け手間契約）

議案第41号 非農地判断について

議案第42号 農用地利用集積等促進計画策定の要請について（一括契約）

報告第41号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第42号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第43号 農地法第18条（通知）

報告第44号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第45号 時効取得について

報告第46号 届出の取消申請について

報告第47号 農地所有適格法人報告書について

報告第48号 地域計画の変更について

7 会議の要領及び議決事項

議長 本日の出席委員が定数に達したので開会を宣言し、下記委員を署名委員に指名す。

16番 原田 道昭委員

18番 横木 勉委員

午後 1 時45分開会

○事務局 それでは、ただいまから令和7年7月の月例総会を開会いたします。

本日は、2番、石川委員、6番、倉重委員、それから9番、松田委員が御欠席でございます。過半数の委員が御出席でございますので、防府市農業委員会会議規則第6条の規定により、総会が成立することを御報告いたします。

それでは、会長に御挨拶を頂いた後、議長として議事の進行をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 (あいさつ)

それでは、進めさせてもらいます。

本日の議案審議ですけれども、かなり数がありますので、スムーズな運営に協力いただければというふうに思います。

本日の議事録署名委員さんは、16番、原田委員さん、18番の横木委員さんにお願いします。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事進行いたします。

議案第37号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 議案第37号、御説明いたします。

議案書の1ページ、資料の1ページからになります。

議案第37号は、農地法第3条の規定による許可申請についてです。今回の申請は10件になります。

目的については、所有権の移転が8件、使用貸借権の設定が2件です。

譲受理由は、耕作便利が5件、新規就農が2件、規模拡大が3件です。

譲渡理由は、耕作困難が6件、相手方の要望によるものが2件、耕作不便が2件です。

別途、営農計画書を御参照の上、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第37号の1は、所有権移転の案件です。6月9日に現地確認を事務

局と松田委員、倉重委員で行ったということです。本来は松田委員の担当なんですが、お休みということで、急遽、私が説明いたします。

申請地の場所は、————のすぐそばにあります。

譲渡人については、————この際、手放したと、————農地を手放したということです。

譲受人については、————、耕作便利だということで購入したということです。————、この人なら大丈夫だということでした。

機械の保有状況などは、資料のとおりだったということです。説明は以上になります。よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、1番、承認いたします。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番の池田です。議案第37号の2は、所有権移転の申請です。7月10日に市職員2名、横木委員と私の4人で現地確認をしました。7月13日に譲渡人、譲受人、————さんにお聞き取りを行いましたので、その結果を報告します。

現地は、お手元資料の5ページの————というのがありますが、その————のすぐ近くです。左手に————というのがありますが、そこです。

それで、土地所有者の譲渡人は————、当該土地を売ることにしたということです。

7ページに、御覽になって、図面のとおりなんですが、農地の隣に————家屋がありまして、このたびは、その家と隣接農地を取得するという案件です。

現況は————がありますけど、そちらのほうはもともと田でしたけど、現在、かさ上げされて畑として前任者が耕作しておられました。耕作っていうか、果樹を植えてある。ブルーベリーとかイチゴを植えてありました。保全管理はきちんとされています。

譲受人は、家を取得と併せて、新規就農ですけど、家庭菜園にしていきたいとのことです。

譲渡人は、今回売買する農地以外にも、残りの田が————m²近くまだあるんですが、————ところに、————ということで、————持つておきたいというようなことがございました。

年に2回は草刈りをされて、保全管理のほうはきちんと田のほうはされています。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について説明します。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は新規就農で、現在、農機具は保有されておられませんが、これからくわ等を購入して果樹・野菜などを——のアドバイスを受けながら栽培をしていきたいとのことで、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農地所有適格法人、第3号の信託要件の規定については該当しておりません。

第4号、農作業常時従事要件ですが、これも農作業に従事すると見込まれます。非常に意欲を持っておられます。

第5号の転貸禁止要件には該当しません。

第6号の地域調和要件ですが、これも周辺に支障は生じないと判断します。

以上のことから、許可要件の全てを満たしていると判断します。御審議のほど、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

前にもちょっと言ったんだけど、ここに年齢は書いてはいけなかつたんですかいね。大体お幾つぐらいの方がやられるおつもりなのか、これを皆さんに把握してもらうっていうのも必要じゃないかと思うんですけど。

○事務局 今回の方の御年齢でいうと、——ぐらいの方でございます。

○藤井会長 これをここにふだん普通にも記載するというわけにはいかなかつたんかいね、これ。

○事務局 ちょっと検討しておきます。

○藤井会長 ちょっとお幾つぐらいの方がどういうふうにされるのか知っておきたいなという思いもありますので、できればそうしていただきたいと思います。

ほかに何か御意見ないですか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成で、2番、承認いたします。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○12番 12番、松永です。議案第37号の3は、所有権移転の申請です。

資料は、7ページから14ページを御覧ください。

7月8日に事務局2名と熊安委員で現地確認を行いました。7月10日に譲受人と譲渡人にヒアリングを行いましたので、報告します。

申請地は、——から——を——kmにあります。

譲受人は、——で耕作をしており、規模拡大のために農地を取得したいとのことです。

譲渡人に話を聞いたところ、申請地は、大規模の農業では作業が困難なため、譲受人の話を受けたとのことです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

第1号の全部効率利用要件は、特に問題ないと思われます。

第4号の農作業常時従事要件は、自宅から車で通える距離であるため、問題ないと思われます。

第5号の転貸禁止要件は、自ら耕作されるので、転貸禁止の要件には該当しません。

第6号の地域調和要件は、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率化かつ総合的な利用の確保に支障は生じないと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号は全てクリアしており、許可要件の全てを満たしていると考えます。皆様の御審議、よろしくお願ひします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願ひします。どうぞ。

○11番 11番、池田ですが、ちょっとお尋ねいたしますが、——————これは、もともとこの土地は元の所有者から取得されたとかそういうことはないんですかね。もともと——————の土地だったんでしょうか。その辺がちょっと分かれば。

○藤井会長 事務局。

○事務局 ここは、令和に入った頃だったと思うんですけども、取得はされて、第3条でたしか取得はされておりました。今回、譲受人の方からこういったような話があって、これで今回は譲受人の方に譲るという話になったというふうに聞いております。

○11番 今の関係で、転貸との関係で、そんなに関係ないですかね、令和だったら。その辺はどうなるんですかね。

○事務局 そうですね、転貸。今、2年2耕作っていうのが、昔、いわゆる2年2耕作っていうのがあったかと思うんですけども、今は、それを理由にして第3条ができないというのはなるべくやらないでくださいというような形で国からも通達が来ておるようなところでございます。2年2耕作っていうのも、もともとが法令に書いてあるわけではないものというところもあります。あるっていうところと、2年2耕作っていうその年数は見ないような形であっても、何年かはたっておりままでの、転貸には当たらないとは事務局としては考えております。

○藤井会長 どうですか。今、事務局から説明がありましたように、2年2耕作って言われておるけれど、これは根拠が特にあるわけではないので、今までそれを基に一応めどとしてやっていたわけなんですけれども、今回の場合には、次の方も耕作できるという条件で譲られたということでしょうし、——————においては、これからあそこが——————され、効率化を図っていくためにも、この条件の悪いところはなるべく外したいという思いもあった上でのあれだとは思うので、私としては致し方ない面もあるんじゃないかなというふうには思っております。

ただ、これで気になるのが、またここにもちょっと年齢が書いていないのが一つと、これ、——っていう住所、譲受人なんですけれども、新しい住所はどこになる予定なのかが一つと、もう一つ、——の田んぼを自家消費用という用途になっておるので、果たしてこれが本当に実施可能なのかというところも気になるところなんですけれども、その辺はどうなんですかね。

○事務局 事務局から説明いたします。御年齢でいうところでいうと——の方でございます。

すいません、自宅、——まではちょっと伺ってはいないんですけども、一km弱というふうに営農計画書でもあるとおり、車で5分程度のところっていうふうには。

○藤井会長 ——ということなんですかね。

○事務局 ということだとは思いますが、すいません、詳しいところまでは、すいません、あんまり聞いてはいないです。一応お話を伺ったら、将来的には、最初はなかなかうまくいかないっていうところで自己消費っていうような書き方をされておりまして、増産が見込める時点で直売所での販売を考えていらっしゃるというようなことでございます。

○藤井会長 分かりました。今後の状況は地元委員さんを含めてしっかり注視していただきたい、必要な力、協力が必要な場合にはぜひ協力してあげるようにしていただきたいと思います。

ほかに御意見ございませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認いたします。

続きまして、4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安悦子です。議案第37号、ページ15ページからですが、4は所有権の移転です。現地調査を7月15日午前9時に実施いたしましたので、その結果を御報告いたします。

農地の所在地は——の畠——m²で、——から——mくらい上ったところ、山の中にあります。譲渡人からは、要望により、新規就農によりこの場所を譲り受けたいとのことです。

18ページの営農計画書に思いが書かれています。

譲受人は——在住でしたが、——に住まれて、家族一人で耕作されるということです。農機具倉庫の確認のため、昨日、15日に自宅を訪問いたしました。

許可基準判定の農地法第3条第2項の1号、全部効率利用要件については問題ありません。

2号の農地所有適格法人要件も問題ありません。

3号、4号の農作業常時従事要件、5号、6号の地域との調和要件など、問題ありません。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については該当

せず、許可要件を全て満たしていると判断いたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認いたします。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 議案37号の5は、所有権の移転です。現地調査に7月14日午後6時に実施いたしましたので、その結果を御報告いたします。

農地の所在地は、――――――の田の農振農用地――m²で、――――――から――――mのところにあります。

譲渡人は、耕作が不便なため手放し、譲受人は、自宅から――mの近くであり、耕作が便利なため、申請の運びとなりました。

――――の基盤整備を目的とし、主に――――の栽培として活用されます。この農地の作業は――――でされています。農業用倉庫の保管状態も確認させていただきました。

許可基準判定の農地法第3条2項の1号、全部効率利用要件についても問題ありません。

2号の農地所有適格法人要件も問題ありません。

3号、4号の農作業常時従事要件、5号、6号の地域との調和要件など、問題ありませんでした。

以上のことから、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項については該当せず、許可基準を満たしていると判断いたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 すいません、併せて6号のほうも、6番のほうも一緒に審議させてください。

○13番 はい。引き続き、議案37号の6は、所有権移転です。現地調査に7月14日午後6時に実施いたしましたので、その結果を御報告いたします。

5番と同じ方です。それで、5、6と続いておりますので、お知らせいたします。

農地の所在地は、――――――の田の農振地域で、――m²で、――――から――mの自宅前です。

譲渡人は、耕作が不便なため手放し、譲受人は、議案37号の5の長男さんです。――の自宅は――km、車で15分ぐらいの距離に住居があります。ですが、――――の隣接している田で定期的な管理・作業が可能です。

農機具の保管場所も、自社所有の大きな農業用倉庫がありました。中には、いろんなトラックとかいろんな機械、農機具がたくさんありました。

許可基準の農地法第3条第2項の各号に問題はありません。

以上のことから、農地の権利移動の制限に関する事項については該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 説明は終わりました。5番、6番を一括で審議させていただきたいと思います。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。5番、承認いただける方、挙手をお願いします。

[赞成者举手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認いたします。

引き続き、6番、承認いただける方、挙手をお願いします。

〔贊成者舉手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認いたします。

続きまして、7番、8番、一括で審議していきたいと思います。地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田です。本来なら石川さんの担当地域ですけれども、今日お休みですので、私が発表いたします。

議案第37号の7と8は、耕作困難な土地を規模拡大のために借り入れるという申請です。現地確認を9日午後3時から事務局3名、石川委員と私の5名で行いました。申請者への聞き取りですが、14、15、また、15は昨日、今日午前中にもちょっと不足なところをお聞きしましたので、報告いたします。

また、29ページの緑の申請地が7です。

それで、33ページの8の申請地が、この方は8の貸主さんです。続きの田になっております。

8の貸主さんの奥さんには調査の当目出会いまして、案内してもらって説明も受けました。

借主さんは——を営んでおられ、————にお邪魔しました。そこで担当者の方
っていうのがいらっしゃって、お話を聞きました。前日、電話したんですけど、ちょっと応答がな
かったもので訪ねていきました。

——だそうです。——、皆さん、——たちと見受けました。水田は——です。そこに、これは昨年まで稲を作っていたところを今回借りられたそうです。——で、これは荒廃していた土地んですけど、遊休農地んですけど、——余り

を草を刈って、それから水田にされたそうです。

今回の申請地は、両方とも——年くらい保全管理ですかね、トラクターですいて保全管理をされていたということです。

この3か所で、今年から田植え機に装着する再生紙の黒マルチを使った田植えをされております。現地確認に行ったときはもう田植えがされていましたので、私もああいう形の水田を初めて見ました。テレビでは「ああ、こんなのがあるんだ」と思っていましたけど、実際初めて見ました。草も一部生えているところはありますけど、ほとんどない状況で、新しい農業の仕方かなと思いました。

本人は、機械メーカーさんに指導してもらわれて、7番のほうの持ち主さん、これは——ですけど、その——が全部、——ですか、植えられたそうです。————、ここの一に勤めていらっしゃいます。

今回、8の貸主さんも、耕うんでの管理のみであったことから、隣ですので、7の方が声をかけられて植えられたそうです。ここも、——がおっしゃるには、ちょっと伸びればもうトラクターですいていたよという話で、きちんとされておりました。

それでは、農地法第3条第2項の農地の権利取得の制限に関する事項について説明いたします。

第1号の全部効率利用要件についてですが、これは、営農計画書に詳しく書いてありますように、譲受人は、耕作要件、農機具の保有状況からも、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号、第3号は該当しません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、これは本当にきちんと熱心にされておりましたので、クリアされています。

第5号の転貸禁止要件も該当しません。

6号の地域調和要件も、これはもう地域で先進的にもうほかの方たちを指導する感じで農作業されておりまして、全く問題ないと思います。

以上のことから、許可案件の全てを満たしていると判断いたします。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○藤井会長 7番、8番、一括で審議したいと思います。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。7番、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認いたします。

続きまして、8番、承認いただける方、挙手をお願いします。

[赞成者举手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、8番、承認いたします。

それじゃあ、進めさせてもらいます。

9番、地元委員さん、説明をお願いします。

37号の9は、所有権移転の案件でございます。申請地は、_____の位置にある2種農地です。現地確認を7月9日に池田委員さんと私、事務局2名で行いました。また、関係者の聞き取り調査、農機具の保有状況等もその日に確認しております。

譲渡人からは、――――のため、7月13日に電話で確認を取っております。

なお、農地法第3条第2項の各号に係る許可要件につきましては、営農計画書のとおり確認しておりますので、問題ないものと判断しております。皆様の御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、9番、承認いたします。

続きまして、10番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第37号の10は、所有権移転の案件です。7月9日に事務局と原田委員さんとで現地確認をして、その後、聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、_____の_____より_____mぐらいのところで、市街化区域内にあります。

申請地も――――――しているので、かなり前から譲受人が預かって管理をしてきました。この際、引き取ってくださいという申出を受けて、今回の申請となりました。

農地法第3条の許可基準判定表を基にチェックをいたしましたが、資料のとおりで特に問題はないとの判断をいたしました。皆さんの御審議、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、10番、承認いたします。

続きまして、議案第38号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、議案資料の修正をお伝えします。

お手元の修正連絡表を御覧ください。

議案資料49ページの地図について、農地種別の該当法令部分と許可該当法令を修正し、差し替えをします。

議案資料50ページの地図について、申請地の位置を修正し、差し替えをします。

それでは、御説明いたします。

議案書は4ページ、資料は43ページからになります。

議案第38号は、農地法第5条の規定による許可申請についてで、今回提出された件数は7件です。

転用事由の内訳は、倉庫が1件、――における車両回転場が1件、――倉庫及び農家住宅が1件、資材置場及び工事車両駐車場が1件、資材置場が1件、駐車場が1件、農家住宅が1件です。

申請番号1は、倉庫です。資料は43ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.0274haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。

申請番号2は、――における車両回転場です。資料は49ページからになります。農地の種別は、集団農地面積19.2haの農地で、農地法第5条第2項第1号イに該当する農用地区域です。

申請番号3は、――倉庫及び農家住宅です。資料は55ページからになります。農地の種別は、集団農地面積66.8haの農地で、施行令第12条第1号に該当する第1種農地です。地域計画除外申請中です。

申請番号4は、資材置場及び工事車両駐車場です。資料は61ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第1種農地です。

申請番号5は、資材置場です。資料は67ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.9haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。

申請番号6は、駐車場です。資料は73ページからになります。農地の種別は、集団農地面積0.003haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。

申請番号7は、農家住宅です。資料は79ページからになります。農地の種別は、集団農地面積2.7haの農地で、いずれの法令にも該当しない農地で、第2種農地です。以上です。御審議のほ

ど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、1番の地元委員さん、説明をお願いします。

○11番 第11番の池田です。議案第38号の1は、――の農地を借り受けて倉庫を建てるために転用するという申請です。7月10日に市職員2名、横木委員と私の4人で現地確認をしました。借受人への聞き取りを7月12日に行いましたので、その結果を報告します。

貸出人と借受人は——で、このたび、——するということになりまして、その工事に伴って、ここは——ですけど、下側に行っているのが、南側に行っているのが市道なんんですけど、市道も一部、入り口のところを拡幅されるということで、——の土地と家屋、これは45ページを御覧になっていただくと分かりやすいと思いますが、左側のほうへ——の家屋と土地があるわけです。そこが——まして、そのため、——の農地、右側にあります農地の一部を転用して倉庫を建てるという案件です。

両親は既に隣の——にある——のほうの家があるんですが、そちらにもう——しておられて、——。一部かかるんですけど、一応、——になるということで、——というようなことを言っておられました。

次に、一般基準ですが、転用の確実性や周辺への営農に支障を及ぼすおそれがないことから、許可基準に該当すると判断します。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[贊成者舉手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、1番、承認されました。

続きまして、2番、地元委員さん、説明をお願いします。

資料は、49ページから54ページを御覧ください。

7月8日に事務局2名と熊安委員で現地確認を行いました。7月11日に借受人と貸付人にヒアリングを行いましたので、報告します。

するために、農地の一部を車両の回転場を借り受けたいとの意向があり、貸付人より了承を頂いたため、本申請を行うものです。

次に、この案件に係る農地法の許可基準について説明します。

資料は49ページにあるとおり、農用地です。農用地は原則、転用はできませんが、農地法施行令第11条第1項第1号の規定により、一時的な転用、3年以内であって、かつ当該当利用目的を達成する上で、当該農地を供する必要であると認められるとあります。

令和8年3月31日までに原状回復する誓約書が借受人より提出されています。皆様の御審議、よろしくお願いします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔贊成者舉手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、2番、承認されました。

続きまして、3番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番の熊安悦子です。ページ55ページを御覧ください。

先ほど第3条のほうでも出ていましたが、その続きの課題、問題です。

_____であるため、_____と農業継続のため、_____で農家住宅を、申請者本人、_____ですが、
の名義で_____倉庫をそれぞれに新築の予定です。

現地確認を 11 日の午後 1 時 30 分から事務局お二人と藤井会長と私の 4 人で行い、また、ヒアリングを 7 月 14 日午後 6 時に行いましたので、御報告いたします。

56ページを御覧ください。

申請地は、55ページにもありますように、第1種農地、集団農地面積66.8ha、施行令第12条第1号に該当する農地です。

許可該当法令は、施行規則第33条第4号の集落接続になり、許可されます。

他法令では、地域計画除外申請中です。

59ページを御覧ください。

_____を宅地造成し、_____のため、2施設、農家住宅1棟と_____倉庫1棟を予定しております。

また、一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断いた

します。皆様の御審議、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、举手をお願いします。

[賛成者举手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、3番、承認されました。

進めさせていただきます。

4番、地元委員さん、説明をお願いします。

○13番 13番、熊安悦子です。議案38号の4は、譲渡人の農地を譲受人が転用目的で資材置場と工事用車両駐車場のために転用したいという所有権移転の申請です。現地確認を7月11日午後1時30分から事務局お二人と藤井会長と私の4人で行いました。また、譲受人へのヒアリングは7月15日13時40分に行いましたので、御報告いたします。

現地は、————から————mの位置にあります。

申請地は一筆あり、————と————で、合わせて————m²になります。

土木工事に必要な碎石など、工事用車両などの置場を設置する予定です。

現在は、——に——坪程度の資材置場を借りておられますが、手狭になり、——の会社近くによい場所がないか探しておられたところ、——田んぼがあったので問い合わせてみたところ、譲渡人の方も——で管理が難しいとのことで、今回の運びとなりました。

——がありますので、碎石の音のことを伺いましたら、ここでは作業はしないので、置場だけになり、また、道も——の広い道路を使用しますとのことでした。

この申請地は第2種農地、集団農地面積0.9ha、いずれの法令にも該当しない農地です。

一般基準の転用の確実性、転用面積の妥当性についても、許可基準に該当すると判断いたします。

皆様の御審議をよろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、举手をお願いします。

[賛成者举手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、4番、承認されました。

続きまして、5番、地元委員さん、説明をお願いします。

○1番 1番の池田です。議案第38号の5は、農地を資材置場に譲り受け転用するという申請でございます。現地確認を7月9日、事務局3名、石川委員と私の5名で行いました。7月13、14

日に関係者への聞き取りを行いましたので、結果を報告いたします。

現地は、67、68ページを御覧ください。—————です。もう以前からちょこちょこ出ているところです。

——は、譲渡人の—————です。これ、69ページにありますけど、隣が住宅になっております。

——は、現在、倉庫が建っておりまして、本人も地目が畠だとは知らなかつたそうで、始末書が出されています。

譲受人の方は、—————していますので、管理しながら、いずれきちんとしたいということです。

ブロック塀は除きまして、木なども茂っておりますので、きれいに切って、倉庫は除くということです。

それで、71ページのように利用したいと計画されております。

また、67ページにありますように、この農地区分は2種農地となっております。

以上のことから、許可基準に該当すると判断いたします。皆様方の御審議、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、5番、承認されました。

続きまして、6番、地元委員さん、説明をお願いします。

○7番 7番の木原です。議案第38号の6について説明いたします。

転用目的は、駐車場です。

7月9日に事務局と原田委員さんとで現地確認をして、その後、聞き取り調査をいたしました。

申請地の場所は、先ほど第3条の10番で報告した農地に道を挟んで隣接しており、こちらは調整区域内となります。申請者も同じ方です。

申請地は、——m²ほどの—————しかない小さな農地です。

譲受人の家には一台の車があり、手狭となつたため、今回の申請となりました。

転用の確実性、妥当性ともに特に問題はないと判断いたします。

周囲の農地にも影響はありません。報告は以上です。皆様の御審議、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 特に御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、6番、承認されました。

続きまして、7番、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。これも、先ほどの議案37号の9で申し述べたとおりということで、私が代わって説明いたします。

申請地は、先ほど申し上げた議案37号の9で承認いただきました農地の一部、203m²です。

転用事由は、農家住宅ということで、第3条で取得された土地の一部を農家住宅にされるということです。

現地確認を7月9日に池田委員さん、事務局2名とを行い、関係者からの聞き取りを行っております。やはり——の渡人のほうには7月13日に確認を取っております。

許可基準には合致するもので、特に問題はないというふうに判断しておりますので、皆様の御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、7番、承認されました。

それでは、議案第39号、40号を一括上程させていただきます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局 御説明いたします。議案書は6ページからです。

議案第39号は、農用地利用集積等促進計画案（所有者・機関間契約）についてです。

議案第40号は、農用地利用集積等促進計画案（機関・受け手間契約）についてです。

議案第39号、40号につきましては、県で公告予定の利用権設定が4件になります。

農地の集積面積は1万875.93m²で、利用権の内訳は、賃貸借権の設定が3件、使用貸借権の設定が1件です。

県で公告予定の利用権設定については、議案第39号でやまぐち農林振興公社が借り受けた農地の全てを議案第40号によって貸付けを行うものです。

計画の内容は、議案に記載してあるとおりでございます。

本案件につきまして、農地中間管理事業法第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、審議に入ります。御意見並びに地元委員さんで何か説明しておきたいことがあればお願いしたいと思いますが。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見がないようですので、採決に入ります。議案第39号、承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第39号、承認されました。

続きまして、議案第40号、承認される方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第40号、承認されました。

続きまして、議案第41号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 それでは、御説明のほうさせていただきます。

議案書は8ページ、資料は別冊となっております。

議案第41号は、非農地判断についてです。

今回提出された件数は1件で、244筆、18万40.91m²です。

受付番号1は、——の農地になります。現地確認の結果、農地法第2条第1項の農地に該当しない土地で非農地と判断するものです。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 それでは、地元委員さん、説明をお願いします。

○4番 4番、関谷です。議案第41号につきましては、41号の1から3に分かれていると思いますけども、まず、全体を通して、今年の2月に延べ4日に分けて私と工藤推進委員さんと事務局2名と現地調査を行いました。半日ずつで4日やりました。

議案第41号の1は、1ページなんですが、大きな1番から3番までございます。1番が、——から大体一側の位置を指しております。2番が、同じく——から一側の位置を指しております。3番につきましては、これは——のほうから東側を見ての写真になっていると思います。

議案第41号につきましては、11ページです。1から4っていう大きな表示があると思いますが、これは大体、——、——から——の位置の斜面を中心に写真を撮っております。

5番、6番につきましては、——がございますが、その位置から大体北側の斜面部分になります。

7番につきましては、——地区っていう——の地区がございますが、その北側辺りを中心に

写真を撮っております。

議案第41号の3としては、31ページになりますが、1番が、——の——地区のやや一側の辺りの斜面です。2番、3番は、一地区の東側の斜面を中心に写真を撮っております。——は御存じのとおり、————ということで、大体、山側の今回農地、非農地を判断していきました。

個別にちょっと写真の説明はしづらいので、全体を通してなんですが、特に竹の繁茂、あと雑木の繁茂、これがもう既にこういう状態で続いておりますので、できる限り山の中に入って確認しておりますが、どうしても行けない部分は航空写真等々で確認した上で、今回、非農地の判断とさせていただきました。

一応、その昔は田んぼとして、畑として作っていた形跡はあるというか、石垣が組まれてあるんですが、もう何十年という状態で農地としては使われていないという状況です。

そういうことで、皆様の御判断をお願いしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○藤井会長 お疲れさまでした。結果的にここで——筆、——haの農地が今回なくなることになりますけれども、現状は致し方ないかなという思いでおります。

それでは、御意見がないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第41号、承認されました。

続きまして、議案第42号、事務局、説明をお願いします。

○事務局 初めに、こちらの議案の表記が4月から変わっておりますので、御説明のほういたします。

防府市の地域計画が3月25日に策定され、これまでの基盤法による所有権移転が終了して、今後は農地中間管理事業法によって、農用地利用集積等促進計画という形でやまぐち農林振興公社を通した契約によって所有権移転が進められるということになりました。

この農用地利用集積等促進計画による所有権移転は、今回が今年度初めての事例となっております。

この議案は、農業委員会がやまぐち農林振興公社に促進計画の策定を要請することを審議していただくものになります。

では、御説明のほういたします。

議案第42号農用地利用集積等促進計画策定の要請について（一括契約）です。

こちら、5月21日に右田公民館で松永委員、水戸推進委員の立会いの下、あっせん調整会議及

び現地確認をやまぐち農林振興公社と行っております。

現所有者が耕作困難のため、譲受人が取得することになったということです。

この促進計画によって、現所有者からやまぐち農林振興公社への所有権移転とやまぐち農林振興公社から譲受人への所有権移転を一括して行うものになります。では、御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 分かりました。

それでは、審議に入ります。御意見のある方、お願いします。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 御意見ないようですので、採決に入ります。承認いただける方、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

○藤井会長 ありがとうございます。全員賛成ということで、議案第42号、承認されました。議案審議は以上です。

報告事項が41番から48番までございます。目を通してくださいて、何かあれば、意見をお願いしたいと思います。

○事務局 報告事項の修正のほう、お伝えいたします。

お手元の修正連絡表を御覧ください。

報告事項35ページの農地法第3条3（相続等による権利移動）について、申請番号13を削除、申請番号14の地番及び届出人を修正し、差し替えます。

また、報告事項38ページの時効取得の通知について、申請番号1の面積を修正し、差し替えのほういたします。申し訳ございません。

あと、報告第48号は、令和7年3月27日に公告されました地域計画の変更についてになります。議案第38号の3で御説明いたしました農地についての地域計画変更となります。

よろしくお願ひいたします。

○藤井会長 御意見、御質問ありませんか。よろしいですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○藤井会長 また何かありましたら、事務局に問い合わせてみてください。以上で、議案を閉じたいと思います。

午後2時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年 7月16日

議長 藤井伸昌

署名委員

署名委員